

# 第 8 回 渋川地区市町村任意合併協議会

日 時 平成 1 6 年 5 月 2 7 日 ( 木 ) 午後 2 時 ~  
場 所 渋川市民会館 小ホール

渋川市・伊香保町・小野上村・子持村・赤城村・北橘村

## 第 8 回 渋川地区市町村任意合併協議会

日 時 平成 1 6 年 5 月 2 7 日 ( 木 ) 午後 2 時 ~  
場 所 渋川市民会館 小ホール

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 会長あいさつ

#### 3 協議事項

議案第 4 6 号	協議項目 24-14 「農林水産関係事業の取扱い」	1
議案第 4 7 号	協議項目 24-15 「商工・観光関係事業の取扱い」	3
議案第 4 8 号	協議項目 24-18 「上水道等の取扱い」	5
議案第 4 9 号	協議項目 24-19 「公共下水道等の取扱い」	7
議案第 5 0 号	協議項目 24-20 「学校教育の取扱い」	9
議案第 5 1 号	協議項目 24-21 「社会教育の取扱い」	11

#### 4 その他

(1)次回会議の協議項目について	13
(2)次回会議日程について	13

#### 5 閉 会

## 協議項目24-14「農林水産関係事業の取扱い」

協議項目24-14「農林水産関係事業の取扱い」について、次のとおり定める。

平成 1 6 年 5 月 2 7 日提出

渋川地区市町村任意合併協議会  
会 長 木 暮 治 一

### 「農林水産関係事業の取扱い」

- 1 農業集落排水処理施設及び事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、受益者分担金については、現行のとおりとし、使用料については、渋川市の例に用途区分「臨時用 1 m<sup>3</sup>につき 2 0 3 円」を加える。  
また、水洗便所改造資金貸付制度等については、渋川市の例による。
- 2 農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化促進基本構想、地域農業マスタープラン及び森林整備計画については、新市において新たに策定する。
- 3 農業振興対策及び担い手対策については、合併時に調整する。  
また、遊休農地対策については、新市において調整し、市民農園事業については、現行のとおりとする。
- 4 水田農業経営確立対策事業については、新市において調整する。
- 5 農業近代化資金等利子補給及び認定農業者育成資金利子補給は渋川市の例による。
- 6 農業基盤整備事業、園芸振興対策事業、畜産振興事業、及び林業振興事業については、現行のとおり継続し、新市において調整する。

## 協議項目24-15「商工・観光関係事業の取扱い」

協議項目24-15「商工・観光関係事業の取扱い」について、次のとおり定める。

平成 1 6 年 5 月 2 7 日提出

渋川地区市町村任意合併協議会  
会 長 木 暮 治 一

### 「商工・観光関係事業の取扱い」

- 1 金融制度については、次のとおりとする。
  - (1) 小口資金については、現行のとおりとし、新市において調整する。
  - (2) 商業活性化資金については、渋川市、赤城村、北橘村の例による。
  - (3) 商工貯蓄共済融資利子補給については、新市において調整する。
- 2 商店街等振興対策については、新市において調整する。
- 3 観光事業に係る「まつり」、「イベント」については、現行のとおりとする。
- 4 勤労者対策については、次のとおりとする。
  - (1) 勤労者生活資金及び勤労者住宅建設等利子補給事業については、渋川市の例による。
  - (2) 定住促進住宅建設利子補給事業については、当面の間、現行のとおりとする。
- 5 優良企業誘致促進事業については、新市において調整する。

## 協議項目24-18「上水道等の取扱い」

協議項目24-18「上水道等の取扱い」について、次のとおり定める。

平成 1 6 年 5 月 2 7 日提出

渋川地区市町村任意合併協議会  
会 長 木 暮 治 一

### 「上水道等の取扱い」

- 1 水道事業計画、給水区域については、現行のとおり新市に引き継ぎ、水道料金及び水道加入金については、現行のとおりとし、5年を目途に調整する。
- 2 給水装置工事手数料等については、渋川市の例による。

## 協議項目24-19「公共下水道等の取扱い」

協議項目24-19「公共下水道等の取扱い」について、次のとおり定める。

平成 1 6 年 5 月 2 7 日提出

渋川地区市町村任意合併協議会  
会 長 木 暮 治 一

### 「公共下水道等の取扱い」

- 1 下水道計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、受益者負担金及び分担金については、現行のとおりとする。
- 2 下水道使用料については、渋川市の例による。ただし、伊香保町については、5年間で段階的に調整する。  
なお、用途区分に「温泉汚水（1 m<sup>3</sup>につき 1 4 円）」を加える。
- 3 個別排水処理施設の使用料については、合併時に公共下水道使用料に統一する。ただし、基本料金は 8 m<sup>3</sup>まで 3 0 0 円とする。  
なお、分担金は新市において調整する。
- 4 コミュニティ・プラントについては、処理施設は現行のとおり新市に引き継ぎ、使用料は公共下水道使用料に統一する。
- 5 水洗便所改造資金貸付制度等は渋川市の例により統一し、合併浄化槽設置整備事業補助制度については、渋川市、伊香保町、赤城村及び北橘村の例による。

## 協議項目24-20「学校教育の取扱い」

協議項目24-20「学校教育の取扱い」について、次のとおり定める。

平成 1 6 年 5 月 2 7 日提出

渋川地区市町村任意合併協議会  
会 長 木 暮 治 一

### 「学校教育の取扱い」

- 1 小学校、中学校については、現行のとおりとする。
- 2 奨学金貸付制度については、渋川市の例により、給付制度については、新市において調整する。 及び、
- 3 ~~通学バス運行については、現行のとおりとし、遠距離通学児童・生徒通学費補助については、渋川市の例による。~~ 現行のとおりとする。(協議会で修正)
- 4 学校給食に係る、調理施設及び配送先等については、当面の間、現行のとおりとし、給食費については、新市において調整する。
- 5 幼稚園については、次のとおりとする。
  - (1) 公立幼稚園の保育料については、渋川市の保育料を基本に合併後 5 年を目途に調整する。
  - (2) 送迎マイクロバスの運行については、現行のとおりとし、その利用料は、北橘村の例による。
  - (3) 減免制度については、新市において調整する。
  - (4) 私立幼稚園及び私学奨励については、現行のとおりとする。

## 協議項目24-21「社会教育の取扱い」

協議項目24-21「社会教育の取扱い」について、次のとおり定める。

平成 1 6 年 5 月 2 7 日提出

渋川地区市町村任意合併協議会  
会 長 木 暮 治 一

### 「社会教育の取扱い」

- 1 生涯学習、芸術文化振興、公民館、青少年教育の各種事業については、現行を基本に新市において調整する。
- 2 成人式については、新市において統一の実施に向けて調整する。
- 3 文化財整備については、新市において整備計画を策定し、順次実施する。
- 4 体育祭及び市民スポーツ祭については、新市において統一の実施に向けて調整する。

#### 4 その他

##### (1) 次回会議の協議項目について

平成15年度協議会歳入歳出決算について

新市建設計画(案)について

##### (2) 次回会議日程について

日 時	<del>平成16年6月29日(火) 午後2時</del>	
	平成16年6月30日(水) 午後1時~	(協議会で変更)
場 所	<del>浜州市民会館 小ホール</del>	